

議案第24号

日野町営土地改良事業の経費の賦課基準及びその徴収の時期方法について

別表のとおり、日野町営土地改良事業の経費の賦課基準及びその徴収の時期方法を定めたいので、日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

日野町長 景山享弘

別表

番号	工事の名称及び施行場所	経費の賦課基準	徴収の時期	徴収方法
1	本郷井手改修工事 日野町下菅	事業費の20% 相当額	平成25年 3月31日限り	町税の徴収 方法に準拠 する